

アフターコロナ観光需要喚起デジタルコンテンツ（バスコンテンツ）作成業務 仕様書

1 委託業務の名称 アフターコロナ観光需要喚起デジタルコンテンツ（バスコンテンツ）作成業務

2 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込み、観光業界は甚大な被害を受けており、特に貸切バス事業者については、団体旅行の減少に伴い、非常に厳しい経営状況が続いている。

このことから、コロナ収束後に向けた観光需要喚起策として、バスを用いた「アフターコロナ事業」を実施するもの。

なお、本業務の成果物については、観光イベントや物産展等で観光PRに用いるほか、ホームページやSNSで発信することを想定している。

3 委託期間 契約締結日から令和4年2月28日まで

4 委託業務の内容

イ バス旅行に特化した観光PR映像やVRといったデジタルコンテンツを作成すること。

ロ デジタルコンテンツ作成に関すること

(イ) 著作権は発注者に帰属すること。また、映像使用期間を定めないこと。

(ロ) 利用条件や利用範囲については、発注者が定めるとともに、随時デジタルコンテンツを利用できること。

(ハ) 受注者があらかじめ撮影した映像を使用することや、映像を第三者から買い上げて使用することは可能であること。

(ニ) 映像の画質はHD以上とすること。

(ホ) 多言語対応等により、インバウンド誘客にも活用できるようにすること。

(ヘ) ランニングコストが通信費等の最低限の費用となるようにすること。

ハ エリアについては、仙台・松島エリア、三陸エリア、県南エリア、県北エリアの4つとすること。

ニ 仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会で行っている「仙台・宮城観光バスツアー 伊達なバス旅（以下、「バス旅」という。）」で催行されているツアー行程を参考にすること。ただし、冬季期間については、バス旅が運行していないため、旅行会社等と連携を図ること。

※ 仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会バス旅ホームページURL

<http://www.sendaimiyagidc.jp/datebus/datebus.php>

ホ 令和4年2月に宮城県制150周年を迎えることから、県内の産業遺産、文化遺産等の観光スポットも織り込むこと。また、県制150周年記念事業で策定される150周年記念事業ロゴ（令和3年10月下旬頃に決定）も活用すること。

ヘ SNS等を活用した情報発信を行うこと。また、自社の広報媒体のほか、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含むものとする。

ト 作成にあたっては、公益社団法人宮城県バス協会等の関係団体と連携を図ること。

5 納入物

事業終了後には速やかに次の提出物を作成し、令和4年2月28日までに提出すること。

(1) 制作物

上記4で作成した制作物

(2) 制作物の電子データ

(3) 業務完了報告書（指定様式） 紙媒体1部及び電子媒体1枚

(4) 実績報告書（任意様式） 紙媒体1部及び電子媒体1枚

6 契約に関する条件等

(1) 目的物（成果品）の利用

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、成果品に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

7 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。

(2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以

外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について

て具体的に規定しなければならない。

- 5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

- 第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

- 第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

- 第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。